

## 加古川市介護サービス事業者の指定等に関する要綱

平成30年3月30日

福祉部長決定

(趣旨)

第1条 この要綱は、加古川市指定地域密着型サービス事業者等の指定等に関する規則（平成30年加古川市規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定介護予防支援事業者の指定等に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定の申請)

第2条 市長は、規則第3条第1項の規定による申請に当たっては、必要な書類を提出させることができる。

(指定事業者の指定)

第3条 市長は、規則第3条第1項の規定による申請があった場合においては、当該申請をした者について事業者の指定の適否を審査するものとする。

2 市長は、前項の規定により審査した結果、事業者の指定を行うときは、指定通知書（様式第1号）により、指定を行わないときは、指定申請却下通知書（様式第2号）により、当該申請をした者に通知するものとする。

(変更の届出等)

第4条 市長は、規則第4条の規定による届出に当たっては、必要な書類を提出させることができる。

2 市長は、規則第4条第2項の規定による廃止又は休止の届出があった場合において、当該届出の受理を行うときは、廃止・休止届出受理通知書（様式第3号）により行う。

(指定の更新の申請)

第5条 市長は、規則第6条の規定による指定の更新の申請に当たっては、必要な書類を提出させることができる。

(指定の更新)

第6条 市長は、規則第6条の規定による申請があった場合において、事業所の指定の更新を行うときは、指定更新通知書（様式第4号）により、指定の更新を行わないときは、指定更新申請却下通知書（様式第5号）により、当該申請をした者に通知するものとする。

2 前項の規定により指定の更新を受けた指定事業者は、その旨を当該指定に係る事業所の見やすい場所に標示するものとする。

（指定等の申請等の審査）

第7条 市長は、第2条及び第5条に係る申請、第4条に係る届出（以下「申請等」という。）を受けた場合は、当該申請等の書面を基に要件の審査（以下「審査」という。）を行い、補正が必要と認められる場合は、当該申請等を行った事業者に適宜補正を求めるものとする。

2 審査に要する期間は、原則として2週間以内を標準とし、遅くともおおむね1月以内とする。ただし、事業者の補正に要する時間は除くものとする。

（兵庫県知事への届出）

第8条 市長は、規則第8条の規定による届出は、指定地域密着型サービス事業者等に係る（指定、廃止、辞退、取消、効力の停止）について（様式第6号）により行う。

（委任）

第9条 この要綱に定めるもののほか、指定等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

（加古川市指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定等に関する要綱の廃止）

2 次の要綱は、廃止する。

加古川市指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定等に関する要綱（平成25年3月29日福祉部長決定）

附 則

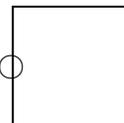
この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

様式第1号(第3条関係)

( 文 書 番 号 )  
年 月 日

法人名  
代表者名 様

加古川市長 ○ ○ ○ ○



指定通知書

年 月 日付で申請のあったみだしのことについては、介護保険法（平成9年法律第123号）（第78条の2第1項・第79条第1項・第115条の12第1項・第115条の22第1項）の規定により、下記のとおり指定します。

記

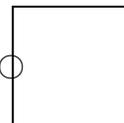
- 1 事業所名称
- 2 事業所所在地
- 3 介護保険事業所番号
- 4 指定年月日
- 5 サービス種類
- 6 指定の有効期間

様式第2号(第3条関係)

( 文 書 番 号 )  
年 月 日

法人名  
代表者名 様

加古川市長 ○ ○ ○ ○



指定申請却下通知書

年 月 日付けで申請のあった事業者に係る指定については、指定することができませんので申請を却下します。

記

却下理由

教 示

教示文を記載します。

様式第3号(第4条関係)

( 文 書 番 号 )  
年 月 日

法人名  
代表者名 様

加古川市長 ○ ○ ○ ○



廃止・休止届出受理通知書

年 月 日付で届出のあった廃止（休止）については、受理の決定をしたことを通知します。

記

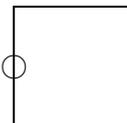
- 1 申請者の名称
- 2 事業所名称
- 3 事業所所在地
- 4 介護保険事業所番号
- 5 サービス種類

様式第4号(第6条関係)

(文書番号)  
年 月 日

法人名  
代表者名 様

加古川市長 ○ ○ ○ ○



### 指定更新通知書

年 月 日付で申請のあったみだしのことについては、介護保険法（平成9年法律第123号）（第78条の12・第115条の21・第115条の31において準用する第70条の2・第79条の2）の規定により、下記のとおり指定を更新します。

### 記

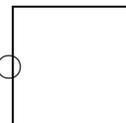
- 1 事業所名称
- 2 事業所所在地
- 3 介護保険事業所番号
- 4 指定更新年月日
- 5 指定の有効期間の満了日
- 6 サービス種類

様式第 5 号(第 6 条関係)

( 文 書 番 号 )  
年 月 日

法人名  
代表者名 様

加古川市長 ○ ○ ○ ○



指定更新申請却下通知書

年 月 日付けで更新申請のあった事業者に係る指定については、指定の更新を  
することができませんので、申請を却下します。

記

却下理由

教 示

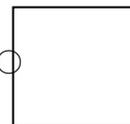
教示文を記載します。

様式第 6 号(第 8 条関係)

( 文 書 番 号 )  
年 月 日

兵庫県知事 ○ ○ ○ ○ 様

加古川市長 ○ ○ ○ ○



指定地域密着型サービス事業者等に係る(指定、廃止、辞退、取消、効力の停止)  
について

介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)(第 78 条の 11・第 115 条の 20)の規定により、  
下記の地域密着型サービス事業者に係る(指定、廃止、辞退、取消、効力の停止)を行  
うことについて届け出ます。

記

1 届出事項

事業所	介護保険事業所番号	
	名称	
	所在地	
	サービスの種類	
事業者	名称	
	主たる事務所の所在地	
(指定、廃止、辞退、取消)年月日		年 月 日
効力停止内容		
効力の停止期間		年 月 日から 年 月 日まで

2 参考書類 別紙のとおり